令和８年 建設業死亡災害事例

	月	業種 職種	年齢 経験	事故の型 起因物	発生状況の概要
1	1月	建築工事業 解体工	50歳代 30年以上	2メートル以上からの墜落・転落 エレベータ・リフト	SRC造の建物の解体工事において、地下1階の機械式立体駐車場の解体作業中、自動車を載せるパレット1枚を移動式クレーンにて地上1階に吊り上げる際、被災者が玉掛けをやり直すために当該パレット上に乗ったところ、当該パレットが水平に動いて車輪が走行レールの端部から外れたため傾き、約3．5メートル下の地下1階の床面に墜落したもの。
2	2月	建築工事業 溶接工	70歳代 30年以上	2メートル以上からの墜落・転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	溶接作業の火花監視員として火花監視及び溶接部材の運搬等の付随作業に従事していた被災者が、作業構台の端から手すりを乗り越えて梁の上に乗ったところ、バランスを崩し、地下4階（落下距離は約26m。）まで墜落し、死亡したもの。
3	3月	その他の建設業 その他の作業者	40歳代 1年以上5年未満	2メートル以上からの墜落・転落 開口部	6階建てトラックターミナル新築工事において、鍛冶工1名が高所作業車を使用し、建物4階と車路間にある鉄骨梁の部分塗装を行っていた際に、雑工として入場し、高所作業車付近の車路上で通行車両の見張りを行っていた被災者が、鉄骨梁下の開口部（雨樋の保守点検用の吹抜け）（高さ約20メートル）から1階床面に墜落し、死亡したもの。なお、開口部周囲には、高さ70センチメートルの腰壁が設けられていた。
4	4月	その他の建設業 設備機械工	30歳代 5年以上10年未満	飛来・落下 エレベータ・リフト	エレベーターのテールコード更新作業中、搬器上で作業を行っていた作業員に古いテールコードが当たり死亡に至ったもの。
5	4月	土木工事業 建設業	60歳代 1年未満	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	積載型トラッククレーンに積まれた2本の既設管（L＝6200mm、φ950mm・約1．2t／本）について、荷台から2本目を卸そうとしたところ、既設管とあおりの間に挟まれた。
6	5月	建築工事業 管理者	40歳代 20年以上30年未満	その他 その他の起因物	工事現場で使用する防草シート等を止めるピンの点検中、当該ピンで右手親指を刺し負傷した。その後、負傷した指が化膿したため処方薬で治療しながら通常勤務をしていたが、症状が悪化し、入院加療を続けていたものの、化膿を原因とする感染性疾患により死亡したもの。
7	8月	建築工事業 とび工	30歳代 5年以上10年未満	2メートル以上からの墜落・転落 玉掛用具	クローラクレーンを用いたPC梁設置作業において、PC小梁（8．2トン）を吊り上げ、旋回中に片方のアダプター（吊り具）が破断し、補巻フックから外れ、高さ約36mから小梁が落下。落下中の小梁が躯体3階大梁部分にいた合図者付近に接触。合図者がフックをかけていた親綱が切断され、高さ約13mから1階床面に墜落し、死亡したもの。
8	10月	建築工事業 板金工	50歳代 20年以上30年未満	飛来、落下 金属材料	被災者（死亡者）の所属会社とは異なる会社（被災者（不休者）の所属会社）が施工していた外壁仕上工事において、両面テープにて仮止めされていたスチールフラットバー（横4．5cm×縦2m×厚さ6mm、重量約4．7kg）が落下し、別件施工箇所の目視確認作業を行っていた被災者の首に直撃し、死亡したもの。
9	10月	建築工事業 雑工	50歳代 10年以上20年未満	はさまれ・巻き込まれ 掘削用機械	被災者は、RC造7階建てビルの解体工事において、当該ビルの5階で解体工事に伴う手元作業員としてドラグ・ショベルの後方にて散水作業を行っていたところ、別事業者の労働者が運転するドラグ・ショベルが後退し、ドラグ・ショベルの履帯に巻き込まれ死亡したもの。
10	10月	建築工事業 とび工	50歳代 30年以上	2メートル以上からの墜落・転落 作業床、歩み板	地上20階建てオフィスビル新築工事において、被災者は共同作業者2名とともに、13階の作業床上で、木製の床材をビスを使用して仮固定する作業を行っていた。当該作業床には14階の鉄骨梁6本が仮置きされていたが、内1本が作業床端部から突出するため、当該箇所に手すりを設置することができず、代替措置として親綱が設けられていた。被災者は当該箇所から転落し、地上まで約65m墜落したもの。
11	11月	建築工事業 解体工	50歳代 10年以上20年未満	その他の転倒 掘削用機械	被災者は貨物自動車の後方でドラグ・ショベルを運転し貨物自動車の荷台へ自走する作業を行っていた。作業時、二枚一組の道板を使用し、床から貨物自動車の荷台までの通路を作成していた。被災者がドラグ・ショベルを運転し道板を上る途中で道板の一枚が貨物自動車の後方へずれ、被災者とドラグ・ショベルは転倒した。転倒した際に被災者がドラグ・ショベルと床に挟まれたもの。

令和８年 建設業死亡災害事例（個人事業者等）

	月	事故の型	発生状況の概要
1	6月	はさまれ・巻き込まれ	墓石の解体作業を行うため、カニクレーンをトラックに載せ、墓地構内の坂道を移動中、ヘアピンカーブで横転し、投げ出され、載せていたクレーンとともに斜面を滑り落ち、壁とクレーンに挟まれたもの。
2	9月	墜落・転落	鉄骨の建方作業が終了後、鉄骨のボルトの箇所に錆止材を塗る作業（タッチアップ作業）を行うため、「手すり等が設けられていない架設通路（鉄骨階段）」を昇降していたところ、1階部分に墜落したもの。
3	11月	墜落・転落	建築中のマンション新築工事で8階東面の外壁タイル張り作業を行っていたところ、一側足場（くさび緊結式）から約13m下にある電柱のトランスに墜落したもの。墜落制止用器具を身に着けていなかった。